

我孫子市新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成26年6月
令和8年4月（改定）
我孫子市

目次

I はじめに	1
1 計画改定の経緯と計画の位置づけ	1
2 今般の計画の改定と見直し	2
3 本市における新型コロナウイルス感染症対応の経験	2
II 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する	4
(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	4
2 実施上の留意点	5
(1) 平時の備えの整理や拡充	5
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え	6
(3) 基本的人権の尊重	7
(4) 危機管理としての特措法の性格	7
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	7
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	8
(7) 感染症危機下の災害対応	8
(8) 記録の作成や保存、公表	8
3 推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）	9
(1) 国の役割	9

(2) 県の役割	9
(3) 市の役割	11
(4) 医療機関の役割	11
(5) 指定(地方)公共機関の役割	11
(6) 社会福祉施設等	11
(7) 登録事業者	12
(8) 一般の事業者	12
(9) 個人	12
4 行動計画の対策項目と横断的視点	13
(1) 対策項目	13
(2) 横断的視点	15
5 感染症対応のシナリオ	16
III 行動計画等の実行性の確保	17
(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進	17
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持	17
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練等への参加	17
IV 各対策項目の考え方及び取組	18
I 実施体制	18
(1) 準備期	26
(2) 初動期	26

(3) 対応期	27
2 情報収集.....	29
(1) 準備期	29
(2) 初動期	29
(3) 対応期	30
3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	31
(1) 準備期	31
(2) 初動期	32
(3) 対応期	33
4 まん延防止	35
(1) 準備期	35
(2) 初動期	35
5 ワクチン	36
(1) 準備期	36
(2) 初動期	39
(3) 対応期	41
6 保健	44
(3) 対応期	44
7 物資	45
(1) 準備期	45

8 市民生活及び市民経済の安定の確保	46
(1) 準備期	46
(2) 初動期	47
(3) 対応期	47
(参考)	
用語集	51

I はじめに

1 計画改定の経緯と計画の位置づけ

国は、2005年（平成17年）、「世界保健機関（以下「WHO」という。）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策計画」を策定し、千葉県も同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、数次にわたり改定がされ、国は2013年（平成25年）6月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

本市においては、2009年（平成21年）9月に「我孫子市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、特措法により、市町村行動計画が法律に義務付けられたため、2014年（平成26年）に「我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。また、新型インフルエンザ等の感染症拡大の有事には全庁が一体となって対策を実施する。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

2 今般の計画の改定と見直し

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、随時見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合は適時適切に改定を行うものとする。

2024年(令和6年)7月には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、それを踏まえて県においても、2025年(令和7年)3月に改定が行われた。

その後、国および県の行動計画の改定を受け、新たな知見や経験を踏まえ2026年(令和8年)に市行動計画の改定を行った。

3 本市における新型コロナウイルス感染症対応の経験

2019年(令和元年)12月末、中国・湖北省武漢市で肺炎が集団発生。2020年(令和2年)1月9日、WHOは新型コロナウイルスによるものであると発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者(武漢市滞在歴有)の確認が発表され、以降国内外で感染が拡大していき、同月30日には世界的に流行したこの感染症に対し、WHOは緊急事態を宣言した。

日本では同年2月1日に「指定感染症」、「検疫感染症」に指定され、3月26日に、特措法第15条第1項の規定に基づく政府対策本部が設立され、国は国民に対し注意喚起するとともに、新型コロナウイルス感染症患者の対応について各自治体・医療機関に通知する他、専門家会議を開催するなど、対応に努めた。

また、県は同年1月22日に千葉県危機管理対策委員会専門部会を、同月27日に新型コロナウイルスに関する市町村説明会を開催した。

国や県の動きを受け、本市では同年2月5日に、市民安全課長を議長とする「我孫子市新型コロナウイルス事務局連絡会議(以下「市新型コロナ連絡会議」という。)」を設置した。その後、同月25日に市長を本部長とする「我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「市新型コロナ対策本部」という。)」に移行し、職員が情報を共有するとともに、市の対応方針の検討を重ね、随時広報、ホームページ、SNS等で市民に情報を提供し、感染拡大防止のため啓発を行った。その他にも市独自で、我孫子地域・外来検査センターの設置、クラスター対策として幼稚園・保育園、小・中学校や福祉施設等で行政検査対象外の者に対しPCR検査の実施、県指定の発熱外来医療機関への支援、自宅療養者生活支援物資の提供等、流行状況

や社会状況を鑑み、市民の生命及び健康を守るよう対策を講じた。

また、新型コロナウイルスワクチンが承認された場合に、速やかに接種可能な体制を整理するため、2021年(令和3年)1月14日に、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を健康づくり支援課内に設置した。

このように、市新型コロナ対策本部は、県の基本的な考え方にに基づき、基本的感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後、2023年(令和5年)5月8日に、市新型コロナ対策本部は解散した。なお、この間市新型コロナ連絡会議2回、市新型コロナ対策本部会議29回(うち1回緊急開催)、我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部臨時本部会議36回を開催した。

今般、3年超にわたり、特措法に基づいて新型コロナウイルス感染症の対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも、大きな脅威となったことである。このことから、感染症危機は、新型コロナウイルス感染症対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることが必要である。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。千葉県が成田国際空港を擁していることに加え、本市においては、JR成田線沿線の都市として、またJR常磐線や上野東京ラインが走り、都心へのアクセスが良好であるという特性からも、感染拡大の懸念は小さくないと考えられる。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものである。本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、県が掲げる次の目的及び基本的な戦略に基づき、市として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務及び市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

本市は、インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令並びに県行動計画、市行動計画及び業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内、市内及び近隣市で発生した場合も含め、県から報告を受けた際は、市として速やかに初動対応に動きだせるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法(昭和23年法律第205号)等の制度改正による県内の医療提供体制等について、県の予防計画を確認しておくとともに、有事の際にも市内において通常医療との両立がなされるよう、我孫子医師会・我孫子市歯科医師会・我孫子市薬剤師会(以下「三師会」という。)や市内医療機関等との連携やリスクコミュニケーション等について、平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

業務量が多くなる衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、県との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点に念頭に取り組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。なお、対策の切り替えは国・県の対応方針に沿って実施する。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なりスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、市はその状況を把握し、市民周知を行う。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び医療計画に基づいて医療提供体制を拡充する。その範囲で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県は、市民生活や社会経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を発するため、市は、それを市民に周知し、協力を求める。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。市は、県に合わせて、市内の対策を講じる。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに切り替えのタイミングの目安等が国・県から示されるので、市民等に周知する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有によって、市民等が適切な判断や行動が取れるようにする。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による行動制限等の要請に当たり、市民の自由と権利に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものであることを周知し、協力を求める。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染症や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

我孫子市新型インフルエンザ等災害対策本部（以下「市対策本部」という。）は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。その場合、県は市からの要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、以下の内容を踏まえ、平時から検討する。施設は業務継続計画に基づき、有事に備えて準備を行うものとしている。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、及び避難所における感染対策、自宅療養中の方の避難のための情報提供等体制整備を進める。感染症危機管理下で地震等の災害が発生した場合には、市は県と連携し、地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養中の方への情報提供、避難支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部等における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

3 推進のための役割分担（県行動計画より抜粋）

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれらに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関もしくは医療機関または宿泊施設等と

平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、本県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国でも最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から県衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する医療機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3) 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取組、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防対策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずるとともに、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等において分かりやすく、取組やすいようにするため、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

ア 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取組む必要がある。このため、市は県及び近隣市等と連携を図り、一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として保健・福祉関係の部門のみならず、すべての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められる。

政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、特措法に基づき速やかに市対策本部（我孫子市災害対策本部条例（昭和37年条例第30号））を設置し、措置への対応や、それまでの対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策をより強力で推進する。

イ 情報収集

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集、及び可能な範囲で分析、及びリスク評価を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、県が行う感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を参考に、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価と踏まえた判断に際し考慮することで感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。そのため、平時から、効果的な情報の収集や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行っていく。

ウ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中

で、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。情報提供に当たっては、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。

市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

エ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するために、市民や事業者から、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得るよう努める。

オ ワクチン

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

新型インフルエンザ等のワクチンの接種に当たっては、千葉県医師会や三師会等の関係機関と連携し、接種体制の構築を行う。

カ 保健

市は、県の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

キ 物資

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に感染者の健康観察及び生活支援等に協力する等、必要な支援を行うことができるようにする。

ク 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行うとともに、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等と呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場

合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するよう努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

ア 人材育成

危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的視野に立って危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人が危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

イ 県及び近隣自治体との連携

国が基本的な対処方針を定め、それを基に県が感染症法や特措法等に基づき措置の実施主体としての中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を、地域の実情に応じて行う。市に期待される役割は、予防接種や住民の生活支援等である。平時から、推進会議や訓練の参加等により、県及び近隣自治体との連携体制を構築していく。

ウ DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、デジタル技術の進展とともに、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待でき、危機管理の対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

本市では、今後、国や県が行うDX推進のためのあらゆる取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

5 感染症対応のシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることが想定される。市は時期ごとの対応の特徴も踏まえ、国が定める基本的対処方針及び県が定める対処方針に基づき感染症危機対応を行う。

各対策項目を設定する際には、次の3期に分けた構成とする。

【準備期】 予防や平時の準備に関すること

【初動期】 初期の感染症発生疑い例を確認し、その後感染症発生が確認され、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められるまでの間とする。

市は初期の感染症発生疑い例を把握した場合、我孫子市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の設置を検討し、必要に応じて招集する。感染症発生が把握された場合、我孫子市新型インフルエンザ等災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）の設置を検討し、必要に応じて招集する。

【対応期】 国の基本的対処方針が定められて以降。緊急事態宣言がなされた場合、市は特措法に基づき、市対策本部を設置後、速やかに実施体制をとる。

Ⅲ 行動計画等の実行性の確保

(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連をもつ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

感染者数や施設の感染状況等については、市が使用できるデータは国や県等が公表をするものに限られるが、市で独自に入手可能な情報(学級閉鎖状況や医療機関のひっ迫状況等)もあることから、これらの収集と分析ができるように整備する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練等への参加

「訓練でできないことは実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。市、医療機関、福祉施設等は自主的な研修や訓練のほか、国や県等が実施する訓練や研修にも積極的に参加し、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

IV 各対策項目の考え方及び取組

準備期は、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために体制の構築・強化を行う時期であり、我孫子市事務分掌規則（昭和63年規則第34号）及び我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年（教）規則第2号）に基づき、関係機関で平時からの備えの充実を図る。

初動期は、国・県の情報収集とその分析を踏まえたりスク評価を基に、初期の感染症発生疑い例を確認した場合、市連絡会議の設置を検討し、必要に応じて招集する。感染症発生が把握された場合、市警戒本部の設置を検討し、必要に応じて招集する。

なお、対応期に円滑に移行できるよう、必要に応じて新型インフルエンザ等災害対策本部事務分掌による担当課とも調整を開始する。

対応期は政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降であり、緊急事態宣言がなされた場合、市は特措法に基づき、市対策本部を設置後、新型インフルエンザ等災害対策本部事務分掌に基づき、関係機関による実施体制を構築し、対応の充実を図る。

1 実施体制

《目的》

新型インフルエンザ等が発生し、またその疑いがある場合に、全庁一体となった取組を推進するための体制を構築する。

ワクチンの開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、新たな体制を構築することで、可能な限り早期に対応することを目指す。病原体の性状等に応じて、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの長期間にわたる対応も想定されることから、市対策本部を持続可能なものとする体制とする。

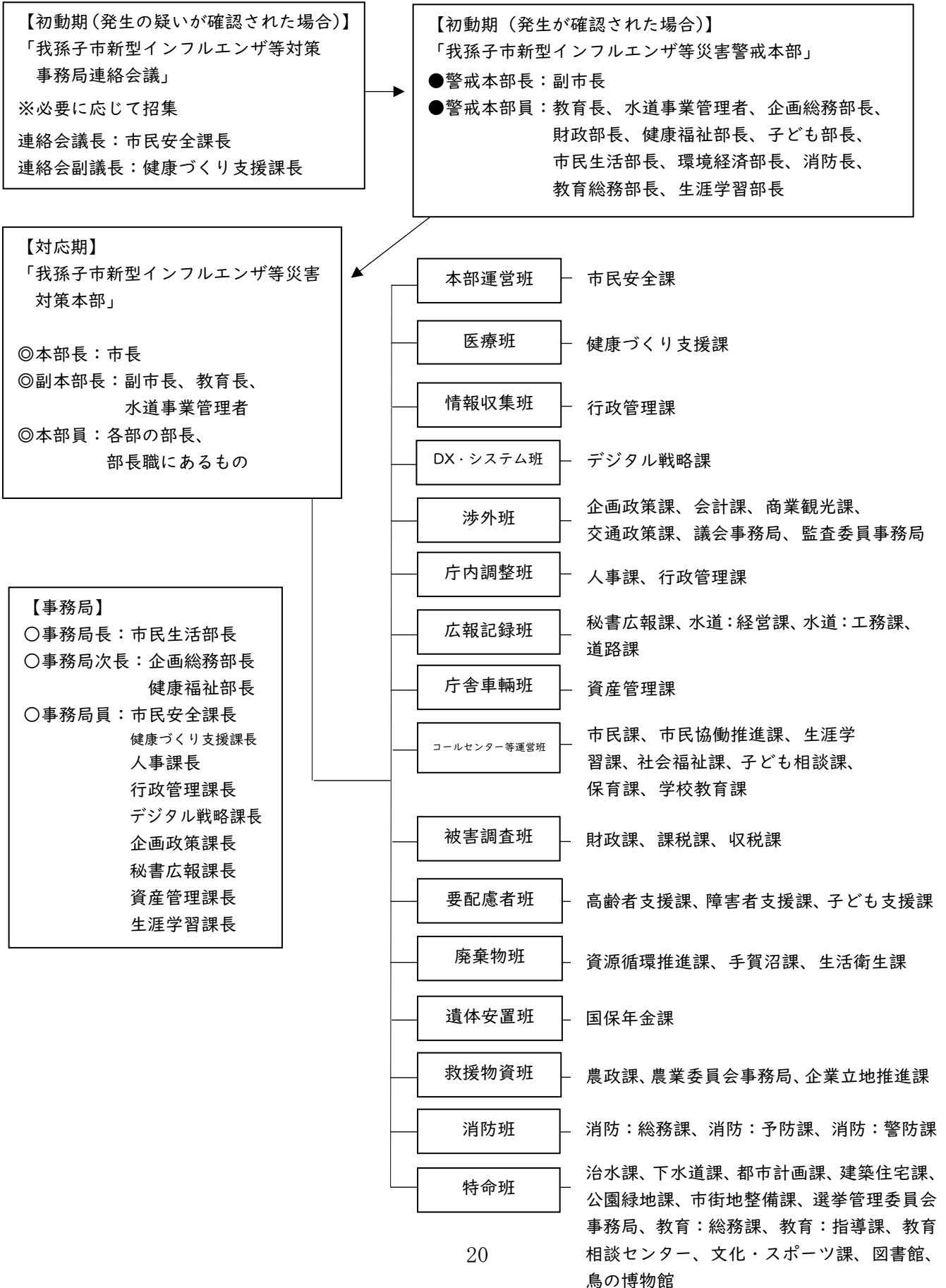
【新型インフルエンザ等対策 体制表】

●我孫子市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議	
議長	市民安全課長(事務局を兼ねる)
副議長	健康づくり支援課長(事務局を兼ねる)
委員	行政管理課長、デジタル戦略課長、人事課長、企画政策課長、秘書広報課長、資産管理課長、生涯学習課長 ※その他議長が必要と定めた課

●我孫子市新型インフルエンザ等災害警戒本部	
警戒本部長	副市長
警戒本部員	教育長、水道事業管理者、企画総務部長、財政部長、健康福祉部長、子ども部長、市民生活部長、環境経済部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長
事務局長	市民生活部長
事務局次長	企画総務部長、健康福祉部長
事務局員	市民安全課長、健康づくり支援課長、人事課長、行政管理課長、デジタル戦略課長、企画政策課長、秘書広報課長、資産管理課長、生涯学習課長
配備体制	事務分掌により、警戒本部長が必要と定めた課

●我孫子市新型インフルエンザ等災害対策本部	
対策本部長	市長
対策副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者
対策本部員	各部の部長、部長職にある者
事務局長	市民生活部長
事務局次長	企画総務部長、健康福祉部長
事務局員	市民安全課長、健康づくり支援課長、人事課長、行政管理課長、デジタル戦略課長、企画政策課長、秘書広報課長、資産管理課長、生涯学習課長
配備体制	事務分掌による
本部設置場所	議会棟1階会議室
指揮権限の委任順位	第1位 副市長、第2位 教育長、第3位 水道事業管理者、第4位 市民生活部長、第5位 健康福祉部長、第6位 企画総務部長、第7位 財政部長、第8位 子ども部長、第9位 教育総務部長、第10位 生涯学習部長

新型インフルエンザ等対策庁内実施体制



【新型インフルエンザ等災害対策本部（警戒本部）事務分掌】

◎は主たる事務分掌

班名	統括責任者	責任者	No.		災害時事務分掌
共通			1		所管施設の管理運営、感染防止、閉鎖に関すること。
			2		所属職員の感染防止、健康管理に関すること。
本部 運営班	市民生活部長	市民安全 課長	3	◎	本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。
			4	◎	本部会議に関すること。
			5	◎	本部運営の記録、本部会議の書記に関すること。
			6	◎	本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
			7	◎	防災行政無線の運用に関すること。
			8	◎	国、県等への報告に関すること。
医療班	健康福祉部長	健康づくり 支援課長	9	◎	ワクチンの接種に関すること。
			10	◎	健康の相談に関すること。
			11	◎	発生状況などの情報収集に関すること。
			12	◎	新型インフルエンザ等の治療や療養など、国や県からの情報収集・報告及び連携に関すること。
			13	◎	医療機関や医療従事者との連絡・連携に関すること。
情報 収集班	企画総務部長	行政管理 課長	14	◎	発生状況全体のとりまとめ及び報告書の作成に関する こと。
DX・ システ ム班	企画総務部長	デジタル 戦略課長	15	◎	通信及び情報機器の設置並びに運用に関すること。
渉外班	企画総務部長 会計管理者 環境経済部長 建設部長	企画政策 課長	16	◎	国、県、他市町村、関係機関等などの外部との応援要 請・応援受け入れに関すること。
			17	◎	終息後の支援策に関する立案及び取りまとめ、説明会 の実施、広報に関すること。
	議会事務局 長 監査委員事務 局長	会計課長	18		国、県、他市町村、関係機関等などの外部との応援要 請や応援受け入れに関すること。
			19		終息後の支援策に関する立案及び取りまとめ、説明会 の実施、広報に関すること。
			20	◎	生活必需品の安定供給に関すること。
	商業観光 課長	21	◎	商工業者との連絡調整に関すること。	
		22	◎	金融機関への特別融資に関する調整及び市民への広報 に関すること。	
23			救援物資の受け入れ・支給に関すること。		

		交通政策 課長	24 25	◎ ◎	公共交通情報の把握に関する事 公共交通機関との連絡調整に関する事。		
		議会 事務局長	26 27 28	◎ ◎ ◎	市議会議員への情報提供に関する事。 他市町村の患者や家族の支援に関する事。 市外の発生地への支援に関する事。		
		監査委員事 務局長	29	◎	市外からの患者や家族及び市外へ避難した患者や家族 の把握及び支援に関する事。		
		人事課長	30 31 32 33	◎ ◎ ◎ ◎	対策における庁内の調整に関する事。 職員の安否や健康管理、配備・応援体制に関する事。 対応職員の装備の準備や安全衛生に関する事。 国、県、他市町村、関係機関等などの外部との職員の 応援要請・応援受入れに関する事。		
庁内 調整班	企画総務部長	行政管理課 長	34	◎	業務継続計画の発動及び運用管理に関する事。		
広報 記録班	企画総務部長 水道局長 建設部長	秘書広報 課長	35 36 37 38	◎ ◎ ◎ ◎	市民への情報提供及び広報に関する事。 報道機関との連絡調整及び対応に関する事。 被害の記録に関する事。 見舞者及び視察者の接遇に関する事。		
		経営課長	39 40	◎	応急給水に関する事。 市民への情報提供及び広報に関する事。		
		工務課長	41 42		応急給水に関する事。 市民への情報提供及び広報に関する事。		
		道路課長	43 44 45	◎ ◎	交通・通行規制に関する事。 緊急通行車輛の優先通行に関する事。 市民への情報提供及び広報に関する事。		
		庁舎 車輛班	企画総務部長	資産管理 課長	46 47 48 49	◎ ◎ ◎ ◎	庁舎の機能確保に関する事。 車輛配車計画及び燃料確保に関する事。 緊急通行車輛の申請に関する事。 対策本部、コールセンター等設置に伴う設備・機材の 確保及び設置に関する事。

コールセンター等 運営班	市民生活部長 生涯学習部長 健康福祉部長 子ども部長 教育総務部長	市民課長	50		コールセンター等の設置及び開設に関すること。
			51	◎	市民の安否及び所在の把握に関すること。
		市民協働 推進課長	52	◎	コールセンター等の設置及び開設に関すること。
			53	◎	自治会、まちづくり協議会、NPO等の団体との連絡調整及び広報に関すること。
		生涯学習 課長	54	◎	コールセンター等の運営に関すること。
		社会福祉 課長	55	◎	生活・福祉の相談に関すること。
			56		災害時要援護者支援に関すること。
			57	◎	日赤、民生委員、社会福祉協議会等の福祉団体との連絡調整に関すること。
			58	◎	見舞金に関すること。
			59	◎	患者の権利・差別・人権・利益の保全に関すること。
			60		コールセンター等の運営に関すること。
		子ども 相談課長	61	◎	子どもと家庭の相談に関すること。
			62		応急保育に関すること。
			63		災害時要援護者支援に関すること。
			64		コールセンター等の運営に関すること。
		保育課長	65	◎	保育の相談に関すること。
			66	◎	保育園、幼稚園の発生患者の調査に関すること。
			67	◎	応急保育に関すること。
			68	◎	保育園、幼稚園の閉鎖に関すること。
69			災害時要援護者支援に関すること。		
70			コールセンター等の運営に関すること。		
学校教育 課長	71	◎	学校の相談に関すること。		
	72	◎	応急教育に関すること。		
	73	◎	小学校・中学校の発生患者数の調査に関すること。		
	74		小学校、中学校の学びの継続・閉鎖に関すること。		
	75		コールセンター等の運営に関すること。		
被害 調査班	財政部長	財政課長	76	◎	患者数調査の総括に関すること。
			77		発生状況の調査に関すること。
			78		患者の台帳の作成に関すること。
			79	◎	義援金の受け入れ等に関すること。
		課税課長	80	◎	発生状況の調査に関すること。
			81		患者を総括した台帳の作成に関すること。
			82	◎	税の減免等に関すること。

		収税課長	83		発生状況の調査に関する事。
			84	◎	患者の台帳の作成に関する事。
要配慮者 班	健康福祉部長 子ども部長	高齢者	85	◎	高齢者の相談に関する事。
		支援課長	86	◎	福祉施設（高齢者施設）入所者の支援に関する事。
			87	◎	災害時要配慮者支援に関する事。
			88	◎	障害者の相談に関する事。
		障害者 支援課長	89	◎	福祉施設（障害者施設）入所者の支援に関する事。
			90	◎	災害時要配慮者支援に関する事。
			91	◎	学童保育・児童厚生施設の相談に関する事。
		子ども 支援課長	92	◎	応急保育に関する事。
			93	◎	学童保育室の閉鎖に関する事。
			94	◎	災害時要配慮者支援に関する事。
廃棄物班	環境経済部長	資源循環 推進課長	95	◎	感染廃棄物処理に関する事。
			96	◎	感染し尿の収集に関する事。
			97		遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
		手賀沼 課長	98		感染廃棄物処理に関する事。
			99		感染し尿の収集に関する事。
			100		遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
		生活衛生 課長	101		感染廃棄物処理に関する事。
			102		感染し尿の収集に関する事。
			103		遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
遺体安置 班	健康福祉部長	国保年金 課長	104	◎	遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
救援物資 班	環境経済部長	農政課長	105	◎	救援物資の受け入れ・支給に関する事。
			106		遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
		農業委員会 事務局長	107		救援物資の受け入れ・支給に関する事。
			108		遺体の搬送・処理・安置・火葬に関する事。
		企業立地 推進課	109	◎	救援物資の配送に関する事。
消防班	消防長	総務課長	110		救急・救助、感染者の搬送に関する事。
		予防課長	111		
		警防課長	112		
		我孫子消 防署長	113	◎	
		湖北消防 署長	114	◎	

		布佐消防署長	115	◎	
特命班	建設部長 都市部長 選挙管理委員会事務局長 教育総務部長 生涯学習部長	治水課長	116	◎	本部長の特命事項に関すること。
		下水道課長	117		
		都市計画課長	118	◎	
		建築住宅課長	119		
		公園緑地課長	120		
		市街地整備課長	121		
		選挙管理委員会事務局長	122	◎	
		教育：総務課長	123	◎	
		指導課長	124		
		教育相談センター長	125		
		文化・スポーツ課長	126	◎	
		図書館長	127		
		鳥の博物館長	128		

※ その他、公共施設の運営に関しては、平時における各所管課にて対応する。

(1) 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。(市民安全課・健康づくり支援課・警防課)

1-2 市行動計画等の作成及び体制整備・強化

ア 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康づくり支援課)

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(人事課・行政管理課)

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職の職員の育成等を行う。(人事課)

1-3 県及び近隣市等の関係機関との連携強化

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県が設置する推進会議等を通じて県及び近隣市と相互に連携を図るとともに、県が行う情報伝達訓練等を通じて情報共有、連携体制を確認する。(市民安全課・健康づくり支援課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課)

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(市民安全課・健康づくり支援課)

(2) 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いが確認された場合の措置

市は必要に応じて市連絡会議の設置の検討、及び必要に応じて招集し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(市民安全課・健康づくり支援課)

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

市は必要に応じて市警戒本部を設置し、必要に応じて招集し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(市民安全課・健康づくり支援課)

2-3 政府対策本部が設置された場合の措置

- ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、対応期に円滑に移行できるよう、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(市民安全課・健康づくり支援課)
- イ 市は必要に応じて「(1)準備期1-2」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(人事課・行政管理課)

2-4 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について市債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(企画政策課・財政課)

(3) 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ア 市は県や三師会等の関係機関と連携し、市内及び近隣市区の感染症状況や市内医療機関の状況、また、県が行うリスク評価を踏まえて、新型インフルエンザ等対策を実施する。(市民安全課・健康づくり支援課)
- イ 市は、市対策本部事務分掌に基づき、全庁の業務量を考慮した庁内応援体制を実施する。(人事課)
- ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。(人事課)

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(行政管理課・市民安全課)
- イ 市は、市内の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(行政管理課・市民安全課)
- ウ 新型インフルエンザ等の住民接種を行う見込みとなった場合には、住民接種を行うための部署を新たに設置する。(行政管理課・人事課・健康づくり支援課)

エ 県・他市町村・関係機関等からの職員の応援派遣要請を受けた際には、速やかに対応する。(人事課)

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(企画政策課・財政課)

3-2 緊急事態措置の検討等

市は緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(市民安全課)

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

ただし、本部長が全庁として継続して対応が必要と認めるときには、任意の対策本部として継続することができる。(市民安全課)

2 情報収集

《目的》

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

平時からの定期的な情報収集に加え、有事の際は、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集を迅速に行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集を行う。

(1) 準備期

1-1 実施体制

- ア 市は、県から共有された情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては関係部署、関係機関等に速やかに共有する。また、公表可能なものについては市民等へ情報を提供する。（秘書広報課・市民安全課・健康づくり支援課）
- イ 市は、有事に備え、国や県が公表する感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。（市民安全課・健康づくり支援課）
- ウ 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の収集について、平時から準備を行う。（市民安全課・健康づくり支援課）

1-2 訓練

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、定期的に情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。（市民安全課・健康づくり支援課・警防課）

(2) 初動期

2-1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに当該感染症に関する情報収集の体制を確立する。（市民安全課・健康づくり支援課）

2-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や県によって行われた情報収集・分析から得られた情報や対策、及び市で把握した情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。（市民安全課・健康づくり支援課・秘書広報課）

(3) 対応期

3-1 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意志決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集や実施体制を柔軟に見直す。(市民安全課・健康づくり支援課)

3-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や県によって行われた情報収集・分析から得られた情報や対策、及び市で把握した情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。(市民安全課・秘書広報課)

3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

《目的》

市は、感染症危機管理において、市の対策の方針の意思決定及び効果的な感染症対策のための判断に資する科学的根拠に基づいた情報を把握し、庁内及び関係機関と共有する。

市民に対しては、感染症に関する理解を深める啓発を行い、市民が情報を適切に判断・行動できるような情報提供となるよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されないことについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的根拠等に基づく情報を繰り返し発信する等、市民等の不安の解消に努める。

(1) 準備期

1-1 平常時における市民等への情報提供・共有

市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が向上するよう努める。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策及び個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。（健康づくり支援課）

保育施設や学校等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。（高齢者支援課・障害者支援課・保育課・学校教育課）

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（社会福祉課・健康づくり支援課）

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(秘書広報課・デジタル戦略課)

1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

市による情報提供・共有が有用な情報源であると、市民等による認知度・信頼度が向上するよう努める。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(健康づくり支援課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課・学校教育課・企画政策課・秘書広報課)

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(市民協働推進課・健康づくり支援課・デジタル戦略課・資産管理課)

(2) 初動期

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1 市における情報提供・共有について

感染拡大に備えて、市民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた感染拡大防止に資する情報の発信及び感染者・家族の人権を守るための啓発を行う。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発及び、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、

理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。(健康づくり支援課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課・学校教育課・企画政策課・秘書広報課)

2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないこと、その他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。

市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。(市民安全課・健康づくり支援課)

2-1-3 市内関係団体の情報共有

市は、国や県からの情報を確認し、必要に応じて三師会等の関係団体と情報共有の機会を設け、市の取組への協力を要請する。(市民安全課・健康づくり支援課)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(市民協働推進課・健康づくり支援課・デジタル戦略課・資産管理課)

2-3 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(秘書広報課・社会福祉課)

(3) 対応期

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

3-1-1 市における情報提供・共有について

ア 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めには個人差が大きいことから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発をするとともに、感染者の人権に配慮した冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める。(社会福祉課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課・学校教育課・企画政策課・秘書広報課)

イ 市は、市ホームページに新型インフルエンザ等に関する情報とあわせて、政府関係省庁、県等の情報等をまとめて掲載する。(秘書広報課)

ウ 市は、県が設置する相談センターを市民等に広く周知する。(秘書広報課)

3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないこと、その他の協力を求めることができる。市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがある。

市は、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報、その他の情報の提供を求めることができる。(健康づくり支援課・企画政策課・収税課・農政課)

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

ア 対策を進めていく上で、市民等の理解や協力を得るために、国・県からの情報を提供するだけでなく、市に寄せられた意見、広聴事業等を通じて市民等の反応や関心を把握し、その時の市民ニーズに合致した情報を提供するよう努める。(秘書広報課)

イ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(市民協働推進課・デジタル戦略課・資産管理課)

3-3 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別、感染者の個人特定等は、許されるものではないこと等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口の情報を整理し、市民等に周知する。(秘書広報課・社会福祉課)

4 まん延防止

《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、市民や事業者から、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得ることで、社会的影響の緩和を図る。

(1) 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、感染が疑われる場合は、県に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康づくり支援課)

(2) 初動期

2-1 市は、国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
(市民安全課・行政管理課)

5 ワクチン

《目的》

市はワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び他の地方公共団体のほか、三師会、医療機関や事業者等とともに、平時から必要な準備を行うことで、感染症発生時には速やかな予防接種へとつなげる。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制の構築を行う。

なお、本節については、別途「我孫子市新型インフルエンザ等に係る予防接種対応マニュアル」（以下「予防接種対応マニュアル」という。）を作成する。

(1) 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合には速やかに確保できるよう準備する。(健康づくり支援課)

なお、接種に必要な資材の例は、「予防接種対応マニュアル」に示す。

1-2 ワクチンの供給体制と分配

市は実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状態に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康づくり支援課)

1-3 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。(健康づくり支援課)

1-3-2 登録事業者の登録

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。(健康づくり支援課)

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市は、三師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練や情報交換を平時から行う。(健康づくり支援課)

1-4-2 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として医療機関主体で実施する集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、医療機関主体で実施する集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康づくり支援課)

イ 特定接種の対象となり得る市職員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告することとなっているため、平素から対象となる職種、対象人数を把握しておく。(健康づくり支援課)

なお、想定される市の職務・職種は表(1)のとおり。

表(1) 市における特定接種の対象となり得る職務

区分Ⅰ:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分Ⅰ	市長、副市長、教育長、水道事業管理者、各部の部長、部長職にある者
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分Ⅰ	市民安全課
住民への予防接種	市町村保健師、市町村保健センター職員	区分Ⅰ	健康づくり支援課
新型インフルエンザ等対策に必要な市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	区分Ⅰ	議会事務局
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分Ⅰ	議会事務局
救急、消火、救助等	消防職員	区分Ⅰ	消防本部

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
消火、救助等	消防団員	区分2	消防本部

区分3:民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
社会保険・社会福祉・介護事業	市町村立の 介護・福祉施設職員	区分3	高齢者支援課、 社会福祉課、 障害者支援課
上水道事業	上水道事業に従事する職員	区分3	水道局
下水道管路施設維持管理業	下水道事業に従事する職員	区分3	下水道課

【参考】

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものに対しては、国が実施主体として臨時に予防接種を行う。なお、医療従事者への特定接種は、勤務する医療機関において実施することとなるため、当該医療機関で接種体制を構築する。前述の接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ、厚生労働省、都道府県や市の協力を得て、事業者を支援し、接種体制を構築させる。

1-4-3 住民接種

平時からアからウまでのとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。

ア 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、我孫子市に居住し、接種を希望する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。接種対象者の試算方法の考え方は表(2)のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等感染症が流行し、その予防接種として住民接種を行うことが決まった場合には、従前の予防接種担当部署(健康づくり支援課)とは別に、新型インフルエンザ等のワクチン接種を専門に担当する部署を設置することが望ましい。(行政管理課、人事課、健康づくり支援課)

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と

委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康づくり支援課)

ウ 市は、速やかに接種できるよう、我孫子医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の経験を踏まえ、本市においては個別接種を基本とし、市内医療機関主体で実施する集団的接種を推進することにより、医療機関において導入済みの予約システムの活用等、既存の資源を活用し、準備を進める。(健康づくり支援課)

表(2) 接種対象者の試算方法の考え方

対象者	試算方法
総人口(A)	人口統計(総人口)
基礎疾患のある者(B)	対象地域の人口の7%
妊婦(C)	母子健康手帳届出数
幼児(D)	人口統計(1-6歳未満)
乳児(E1)	人口統計(1歳未満)
乳児保護者※(E2)	人口統計(1歳未満)×2
小学生・中学生・ 高校生相当(F)	人口統計(6歳-18歳未満)
高齢者(G) 再掲:後期高齢者	人口統計(65歳以上) 再掲:75歳以上
成人(H)※	対象地域の総人口から上記の人数を除いた 人数

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

※成人(H)の試算は、 $A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

(2) 初動期

2-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、IV-5-(1)-1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康づくり支援課)

2-2 接種体制の構築

2-2-1 接種体制

市は、我孫子医師会等と協力し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康づくり支援課)

2-2-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、我孫子医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて我孫子医師会等の調整が得られるよう、必要な支援を行う。(健康づくり支援課)

2-2-3 住民接種

- ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務を所管している健康づくり支援課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与したうえで、全庁的な実施体制の確保を行う。(健康づくり支援課・行政管理課・人事課)
- ウ 予防接種の円滑な推進を図るためにも、高齢者支援課、障害者支援課と健康づくり支援課が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を高齢者支援課や障害者支援課が中心に取りまとめ、接種に係る我孫子医師会等の調整等は健康づくり支援課と連携し行うこと等)が考えられる。
なお、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- エ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢者支援課、我孫子医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(3) 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

ア 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、IV-5-(1)-1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康づくり支援課)

イ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康づくり支援課)

ウ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に状況に応じて地域間の融通等を行う。(健康づくり支援課)

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康づくり支援課)

3-2-1 市職員等に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に医療機関が主体で実施する集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康づくり支援課)

3-2-2 住民接種

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、国と連携して具体的な接種体制の構築を進める。(健康づくり支援課)

3-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、医療機関と連携し予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康づくり支援課)

3-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢者支援課や我孫子医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康づくり支援課・高齢者支援課・障害者支援課)

3-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康づくり支援課・デジタル戦略課)

3-3 健康被害救済

予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。市は予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報提供、申請の受付予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会を設置し、予防接種による健康被害発生に際し、当該事例に関する医学的な見地からの調査を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(健康づくり支援課)

3-4 情報提供・共有

- ア 市は自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(健康づくり支援課・秘書広報課)
- イ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(健康づくり支援課)

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康づくり支援課)

3-4-2 住民接種に係る対応

ア 市は、実施主体として市民からの基本的な相談に応じる。(健康づくり支援課)

イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には新型インフルエンザ等の流行に対する不安の高まりや、ワクチンの需要と供給の不一致、ワクチンの有効性・安全性についての情報不足や、平時と異なる接種体制であるための混乱など、様々な状況が予想される。

これらを踏まえ、市は次のような点に留意し、広報を実施する。(健康づくり支援課・秘書広報課)

(ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えるよう努める。

(イ) ワクチンの有効性・安全性について国から出された情報を、分かりやすく伝えるよう努める。市における接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えるよう努める。

6 保健

《目的》

市は、県の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

(3) 対応期

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康づくり支援課・高齢者支援課・障害者支援課・子ども支援課)

イ 市は、必要に応じ県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(農政課・農業委員会事務局・企業立地推進課)

7 物資

《目的》

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(1) 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ。（市民安全課・健康づくり支援課・資産管理課・人事課）

表(3) 備蓄を想定している感染症対策物資品目

品目名	品目名
サージカルマスク	次亜塩素酸ナトリウム
N95 マスク	手指消毒液(第4類)
アイソレーションガウン	手指消毒液(第4類以外)
非滅菌手袋	個人防護具セット
フェイスシールド	納体袋

イ 市消防は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（警防課）

8 市民生活及び市民経済の安定の確保

《目的》

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活および社会経済活動の安定を確保する。

(1) 準備期

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(市民安全課・健康づくり支援課)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(企画政策課・デジタル戦略課)

1-3 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、「7 物資」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄する。(市民安全課・健康づくり支援課・人事課・資産管理課)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(市民安全課・健康づくり支援課・商業観光課)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

ア 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配

慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(市民安全課)

イ 市は、市内における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。(市民安全課・健康づくり支援課)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県や近隣市と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(企画政策課)

(2) 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するように要請する。(商業観光課・高齢者支援課・障害者支援課・保育課・子ども相談課)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(商業観光課・秘書広報課)

2-3 遺体の火葬・安置の準備を進める

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県及び近隣市と連携しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備をする。あわせて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(企画政策課)

(3) 対応期

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(商業観光課・秘書広報課)

3-1-2 心身の影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講ずる。
(障害者支援課・高齢者支援課・健康づくり支援課・社会福祉課・子ども相談課)

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に、必要に応じて生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(高齢者支援課・障害者支援課・子ども支援課・国保年金課・資産管理課)

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(学校教育課)

3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、県等と連携し、市民等に対し、新型インフルエンザの感染拡大時に、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性について周知する。
(秘書広報課)

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ア 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組に必要な協力を行う。(商業観光課)
- イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(秘書広報課・商業観光課)
- ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(商業観光課)
- エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、若しくは生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48

年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講ずる。(企画政策課・商業観光課)

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ア 市は、県を通じて国からの要請を受けた場合、近隣市と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(国保年金課)
- イ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(国保年金課)
- ウ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図り、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等の物資を確保することに努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努める。(国保年金課)
- エ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。(国保年金課・企画政策課)
- オ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(国保年金課)
- カ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(人事課)
- キ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(国保年金課)
- ク 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(国保年金課)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(商業観光課)

3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者として、水道用水供給事業者と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(水道:経営課・工務課)

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所等	地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人

	用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定 (地方) 公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
検疫感染症	検疫法 (昭和 26 年法律第 201 号) に位置付けられた、国内に常在しない感染症の中で検疫の対象となる感染症 (エボラ出血熱、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう (天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、マラリア、デング熱、中東呼吸器症候群 (MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)) のこと。

健康観察	<p>感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>
健康危機対処計画	<p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。</p> <p>策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。</p>
検査等措置協定	<p>感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。</p>
指定感染症	<p>感染症法に位置付けられていない感染症について、感染症法上の措置を講ずる必要がある場合に、指定感染症として、具体的な感染症名や、講ずることができる措置を個別に政令で指定されたもの。</p>
指定（地方）公共機関	<p>特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>

住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
専門部会	千葉県新型インフルエンザ等対策本部の本部長が、新型インフルエンザ等対策について専門的立場から意見を聴くため、必要に応じて設置する組織。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	市、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
千葉県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
千葉県新型インフルエンザ等対策本部	政府対策本部が設置されたとき、特措法第 22 条第 1 項の規定により、知事が設置する組織。本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てることとされている。 県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県全体の新型インフルエンザ等対策の総合的

	<p>な推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>なお、政府対策本部が廃止されたとき、特措法第 25 条の規定により、知事が廃止する。</p>
千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議	<p>新型インフルエンザ等対策について庁内各部局間の情報共有と連携を図るとともに、千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため設置される組織。</p>
登録事業者	<p>特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。</p>
特定新型インフルエンザ等対策	<p>特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。</p>
特定接種	<p>特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p>
濃厚接触者	<p>感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。</p>
パルスオキシメーター	<p>皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。</p>
パンデミック	<p>感染症の世界的大流行という意味。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念される。</p>

まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>
DX（デジタルトランスフォーメーション）	<p>ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。</p>
EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）	<p>統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。</p>
PCR	<p>ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA</p>

	断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行 令和8年4月

我孫子市 健康福祉部 健康づくり支援課

〒270-1132

我孫子市湖北台1丁目12番16号

04-7185-1126